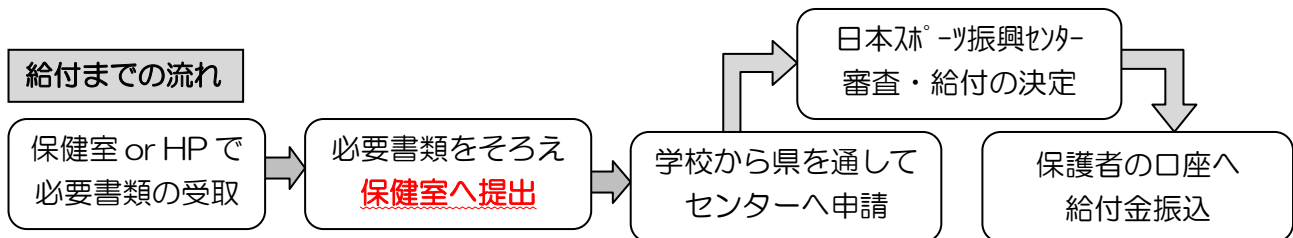


日本スポーツ振興センターの災害共済給付について

「災害共済給付制度」は、学校管理下で、生徒の災害（負傷、疾病、障害又は死亡）が発生したときに、災害共済給付（医療費、障害見舞金等の給付）を行う、国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。本校では全員加入にご協力いただいております。

給付の対象となる学校管理下とは、各教科、部活動、登下校中、休み時間などです。



医療費請求に必要な書類

様式ダウンロード

1 本人または保護者による記載が必要な書類

- ①災害報告書 : 災害発生状況等、可能な限り詳しく記入してください。
担任、教科担当または部顧問の印をもらってから保健室へ。
- ②債権者登録申請書 : 債権者登録をすることにより給付金の振込手数料が無料になります。
- ③高額療養状況の届 : 1ヶ月の医療費が7,000点(70,000円)以上かかった場合必要。

2 医療機関に記入をお願いする書類

- ④医療等の状況 : 治療を受けた医療機関等で証明してもらうための用紙。
月ごとに1枚。医療機関ごと(総合病院では科ごと)に1枚。
窓口でお願いしてください。医療機関が発行する診断書は必要ありません。
- ⑤調剤報酬明細書、⑥治療用装具明細書 等 : 必要に応じて提出。

※用紙を持参しても医療機関によっては、すぐに記入していただけない場合があります。医師等の都合を確かめてから証明をお願いするようにしてください。

請求に当たっての諸注意

- 1 災害共済給付を受ける権利は、災害発生日から2年間行われなかった場合、時効によって消滅します。
- 2 損害賠償を受けたときや他の法令の規定による給付等を受けたときは、その価額の限度において給付を行いません。
- 3 医療保険内の治療で、治療までに要した総医療費が500点(5,000円)以上のものについて給付されます(窓口での支払は1,500円程度)。また、初診から最長10年間給付が行われます。

給付の時期

給付金が振り込まれる時期は、必要書類すべてが提出された日によって変わります。

- ・毎月の3日までに提出した場合・・・翌月の中旬頃、指定された金融機関へ振込。
- ・毎月の3日以降に提出した場合・・・翌々月の中旬頃、指定された金融機関へ振込。

※曜日・休日の関係上、3日までに提出しても振込が遅れることがあります。

※書類に不備があると給付が受けられない、または、振込が遅れることがあります。

ご不明な点は養護教諭までお問い合わせ下さい。0569-29-1122 (半田東高校・保健室)